R08ES0101K0068

公　　告

【電子入札】

一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので公告する。

令和８年 11 月 10 日

南島原市長　相川　武利

１　競争入札に付する事項

（１）　工事番号　　８南衛工第１１号
（２）　工 事 名　　南島原市南有馬クリーンセンター解体工事
（３）　工事場所　　南島原市南有馬町戊
（４）　工　　期　　令和 11 年８月 31 日まで
（５）　工事概要　　ごみ処理施設（工場棟、煙突、地下タンク）の解体工事
　　建物解体に伴う電気、水道、機械設備等の撤去工事
　　アスベストを含有する外装材等の除去工事
　　ダイオキシン類が付着した焼却炉等の汚染物除去工事
（６）　入札回数　　１回
（７）　入札保証金　　南島原市契約規則による免除
（８）　最低制限価格　　設定
（９）　支払条件　　前金払＋部分払
(10)　この入札は、南島原市建設工事一般競争入札実施要綱(平成 25 年南島原市告示第 101 号。以下「実施要綱」という。）第 2 条第 6 号に規定する事後審査型入札である。
(11)　この入札は、南島原市電子入札実施要綱(平成 29 年南島原市告示第 33 号。以下「電子入札実施要綱」という。）に基づく南島原市電子入札システムを使用して行う入札である。
(12)　本工事は、落札決定後仮契約を締結し、南島原市議会の議決を経た後、市がその旨を通知したときに本契約となる。

２　競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加資格を有する者は、事後審査型入札公告共通事項書(以下「共通事項書」という。)２ の（２） に定める要件を満たす者で、次の（１）及び（２）の条件をすべて満たす者であること。

（１）　実施要綱第６条第６項に規定する「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から南島原市議会の議決の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。

共同企業体の構成員数	２者又は３者 （ただし、構成員の中には必ず南島原市内に主たる営業所（本社）を有する者を含めること。）
出資比率	最小限度　２企業構成の場合　30パーセント以上 　　３企業構成の場合　20パーセント以上 代表構成員の出資比率はその他構成員の出資比率を上回ること。

資格要件	代表構成員	その他構成員① （２及び３企業構成の２者目）	その他構成員② （３企業構成の３者目）
建設業の許可に関する条件	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第３条の規定に基づく、解体工事に係る建設業の許可を有しており、その許可区分が特定であること。	法第３条の規定に基づく、解体工事に係る建設業の許可を有しており、その許可区分が特定であること。	法第３条の規定に基づく、解体工事に係る建設業の許可を有しており、その許可区分が特定又は一般であること。
営業所の所在地、総合評定値（P)、年間平均完成工事高に関する条件	・解体工事に係る総合評定値（P）が1,000点以上であること	・南島原市内に本社を有する者で、次のいずれかの条件を満たすこと。 ア　土木一式工事の格付等級Ａ又はＢ イ　建築一式工事の格付等級Ａ又はＢ ウ　解体工事の施工実績における年間平均完成工事高10,000千円以上 エ　経営事項審査の解体工事に係る１級技術者数の登録が１名以上	・南島原市内に本社を有する者で、次のいずれかの条件を満たすこと。 ア　土木一式工事の格付等級Ａ又はＢ イ　建築一式工事の格付等級Ａ又はＢ ウ　解体工事の施工実績における年間平均完成工事高10,000千円以上 エ　経営事項審査の解体工事に係る１級技術者数の登録が１名以上
経営事項審査の審査基準日	経営事項審査の審査基準日は、令和６年７月１日から令和７年６月30日までの間の基準日とする。ただし、令和７年７月１日以降に南島原市建設工事入札制度合理化対策要綱第10条に基づく再度の資格審査を受けた者については、その審査基準日を対象とする。		

（注１）「営業所」とは、法第３条第１項に定める営業所をいう。ただし、当該営業所が本店たる営業所以外の場合は、当該工事業に係る入札・契約の委任を証する書類を提出し、南島原市建設工事入札制度合理化対策要綱第５条に定める本工事公告日の１０日前までに入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載された営業所（以下「委任営業所」という。）とする。

なお、「営業所等の所在地、総合数値、格付等級に関する条件」において、委任営業所を有することをもって入札参加資格を有することとなる者にあっては、本工事に関する入札、契約等は当該委任営業所の受任者において行うこと。

（注２）「総合評定値（P)」とは、上記の経営事項審査の審査基準日を対象とした経営事項審査の「総合評定値（P)」をいう。

（注３）「年間平均完成工事高」とは、上記の経営事項審査の審査基準日を対象とした経営事項審査の「完成工事高」をいう。

（２）　実施要綱第 15 条第１項に規定する「事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書」の提出期限の日から南島原市議会の議決の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、本契約締結日からとする。

資格要件	代表構成員	その他構成員①及び②
同種工事の施工実績に関する条件	平成２８年４月１日以降に完了した工事において、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成２６年1月１０日付け基発０１１０第１号厚生労働省労働基準局長通知）に基づき施工された、処理能力１日あたり５０ｔ以上の一般廃棄物焼却処理施設（地方公共団体が設置した施設に限る。）の解体工事を元請人又は特定共同企業体の代表者として施工実績を有する者	不要

配置技術者に関する条件	以下の条件をすべて満たす技術者を専任で配置できること。		
	国家資格等	代表構成員	その他構成員①及び②
		解体工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ法第26条第５項に規定する講習を修了した日から５年を経過していない者。	解体工事に関し、法第７条第２号ハに該当する者（国家資格を有する主任技術者)。 又は、解体工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ法第26条第５項に規定する講習を修了した日から５年を経過していない者。

	工事経験	公共工事（解体工事）の元請工事（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が３０%以上のものに限る。）の主任技術者（法第２６条第２項に該当する場合は監理技術者）としての施工経験がある。	不要
	その他	当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日を含め連続して３カ月以上）にある者。	
その他条件		なし	

（注１）「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第２条第２項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」」及び「契約の相手方が公団、公社である建設工事」をいう。

（注２）「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第７条第１号に規定する経営業務の管理責任者又は同条第２号に規定する営業所技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、当該工事の配置技術者とはなりえないことに留意すること。

３　入札等担当部局

区　分	担当内容	担　当　部　局	電話番号等	住　　所
入札担当課	提出書類、入札・契約に関する事項	南島原市総務部 管財契約課	TEL　0957-73-6626 FAX　0957-82-3086	〒859－2211 南島原市西有家町里坊96番地２
工事・技術担当課	設計図書の内容等技術的要素に関する事項	南島原市衛生局 衛生業務課	TEL　0957-73-6645 FAX　0957-85-2078	〒859－2415 南島原市南有馬町戊1751番地1

４　提出書類

（１）　本公告入札に参加しようとする者の提出書類

事後審査型一般競争入札参加申込書等として、次の書類を提出（２部） すること。

共通事項書３の（１）のア、イ、カ

ア　競争参加資格確認届出書(実施要綱様式第５号(その２))

イ　建設工事共同企業体協定書の写し

カ　同種工事の施工実績表（代表構成員のみ）（実施要綱様式第３号）及びその添付書類

※　工事実績情報サービス(CORINS)に登載されている場合はコリンズデータの写し

（２）　開札後、落札候補者となった者の提出書類

事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等として、次の書類を提出(１部)すること。

共通事項書３の（１） のオ、キ、ク

オ　事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書(実施要綱様式第８号(その２))

キ　配置予定技術者等の資格及び工事経験表(実施要綱様式第４号)

ク　キの添付書類(工事完成確認書の写し又はコリンズデータの写し)

※　工事実績情報サービス(CORINS)に登載されている場合はコリンズデータの写し

５　入札日程

項目	期間	場所（方法）
書類様式、入札説明書の交付期間及び場所	令和８年11月10日(火曜日)から 令和８年12月1日(火曜日)まで	書類様式は南島原市ホームページ、入札説明書は入札情報システムからダウンロード
事後審査型一般競争入札参加申込書等の提出期間及び場所	令和８年11月10日(火曜日)から 令和８年12月1日(火曜日)まで	３の入札担当課へ持参又は郵送 ※郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかで提出期間内必着とする。
入札説明書に関する質問期間及び場所	令和８年11月10日(火曜日)から 令和８年12月2日(水曜日)まで	３の工事・技術担当課へファクシミリ又は持参 （注２）
上記回答期限及び回答方法	令和８年12月8日(火曜日)まで	質問があった場合は入札情報システムに掲載
上記回答に関する再質問期限及び方法	令和８年12月10日（木曜日）正午まで	３の工事・技術担当課へファクシミリ又は持参 （注２）
上記再質問の回答期限及び方法	令和８年12月15日（火曜日）正午まで	再質問があった場合は入札情報システムに掲載
入札書及び工事費内訳書の受付期間及び場所	令和８年12月18日(金曜日) 9時00分から 令和８年12月22日(火曜日) 17時00分まで	電子入札システムによる（単独企業用として利用登録された代表構成員のICカードにより電子入札に参加すること。）
開札予定日時及び場所	令和８年12月23日(水曜日) 9時30分から	南島原市　西有家庁舎 （電子入札システムによる）
事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期間及び場所	落札候補者決定通知の翌日から起算して３日以内	３の入札担当課への持参

（注１）上記の期間は、特に定めがない場合は、南島原市の休日を定める条例（平成 18 年南島原市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く８時 30 分から 17 時 15 分までとする。（来所する場合は正午から 13 時までを除く）

（注２）質問者はファクシミリの場合、必ず提出先に着信を確認し、後に質問文書原本を郵送又は持

参して提出すること。

（注３）入札参加希望者は、入札説明書の解釈又は質問回答書に疑義がある場合は、必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。質問回答書に対する再質問についても締切日以降の再質問は受け付けない。

（注４）電子入札システムの利用可能時間については、８時 00 分から 20 時 00 分まで。
（土日、祝日及び年末年始を除く）

6　入札説明書に関すること

（１）入札説明書の取得については、本公告２の資格保有者のみとする。

（２）入札説明書は、自社で南島原市入札情報システムから取得すること。取得した入札説明書を他人に譲渡、販売、貸与した者は入札に参加できない。

7　契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上の金額とする。ただし、南島原市契約規則第 25 条第 2 項に掲げる担保の提供に代えることができる。

8　落札者の決定方法

落札者は、実施要綱第 14 条から第 16 条の規定に基づき決定し、速やかに落札者を含む入札参加者全員にその旨を通知する。

9　入札の無効

南島原市契約規則（平成 18 年規則第 44 号）第９条に定める場合のほか、次に掲げる場合は無効とする。

（１）共通事項書 14 に定める基準及び工事費内訳書取扱要領（平成 25 年 10 月 7 日付け 25 南管財第 645 号）に定める基準に該当していると認められる場合

（２）南島原市発注の建設工事における系列会社の同一入札への参加規制について（平成 25 年８月１日付け 25 南管財第 473 号）に定める基準に該当していると認められる場合

（３）電子入札実施要綱第 16 条に定める基準に該当していると認められる場合

10　その他

（１）　その他入札参加資格、入札・契約に関する事項は共通事項書のとおり。

（２）　入札結果、本公告及び共通事項書は、南島原市ホームページに掲載する。
ホームページアドレス　　https://www.city.minamishimabara.lg.jp

（３）　やむを得ない理由により紙入札を希望するときは、「電子入札実施要綱」による。

（４）　不明な点に関する問い合わせ先

ア　提出書類、入札及び契約に関すること
３の入札担当課

イ　設計図書の内容等技術的要素に関すること
３の工事・技術担当課